

【給与所得金額の算出方法】

別表 1

給与等の総収入額		給与所得額	
0円 ～ 650,999円		0円	
651,000円 ～ 1,618,999円		収入金額 - 650,000円	
1,619,000円 ～ 1,619,999円		969,000円	
1,620,000円 ～ 1,621,999円		970,000円	
1,622,000円 ～ 1,623,999円		972,000円	
1,624,000円 ～ 1,627,999円		974,000円	
1,628,000円 ～ 1,799,999円	収入金額 ÷ 4 (千円未満切捨て)	B	B × 2.4円
1,800,000円 ～ 3,599,999円			B × 2.8 - 180,000円
3,600,000円 ～ 6,599,999円			B × 3.2 - 540,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円		収入金額 × 0.9 - 1,200,000円	
8,500,000円 ～		収入金額 - 2,050,000円	

【公的年金所得金額の算出方法】

受給者の年齢	収入金額	所得金額
65歳以上	0～3,299,999円	収入金額 - 1,200,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 2,055,000円
65歳未満	0～1,299,999円	収入金額 - 700,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額 × 0.75 - 375,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額 × 0.85 - 785,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額 × 0.95 - 1,555,000円
	10,000,000円～	収入金額 - 2,055,000円

※ 65歳以上であるかどうかの判定は、収入のあった翌年の1月1日時点の年齢によります

【各種控除額】

別表 2

控除の種類	控除対象者	控除額
同居親族・扶養親族等控除	同居者または所得税法上の同一生計配偶者若しくは同居以外の扶養親族	一人につき 380,000
老人扶養親族控除	同居親族・扶養親族控除対象者のうち、年齢70歳以上で同一生計配偶者または所得税法上の老人扶養親族として認められている方	一人につき 100,000
特定扶養親族控除	同居親族・扶養親族控除対象者のうち、年齢16歳以上23歳未満で扶養親族として認められている方	一人につき 250,000
障がい者控除	申込者または同居親族・扶養親族控除対象者のうち、障がい(精神2・3級、身体3～6級、療育B)があり手帳等の交付を受けている方	一人につき 270,000
特別障がい者控除	申込者または同居親族・扶養親族控除対象者のうち、重度の障害(精神1級、身体1～2級、療育A)があり手帳等の交付を受けている方	一人につき 400,000
寡婦(夫)控除	入居者のうち所得税法上の「寡婦」に該当する方	270,000 (限度)
ひとり親控除	入居者のうち所得税法上の「ひとり親」に該当する方	350,000 (限度)

【収入を証明する書類】

別表 3

区 分	必 要 な 書 類
給 与 所 得 者	※前年の1月1日以前から同じ職場に勤務している方 ① 最新の「課税所得証明書」 ② 最新の「源泉徴収票」 *①、②のどれか1つ
	※前年の1月2日以降に勤務先が変わった方 ① 給与所得証明書 (市営住宅管理センター又は勤務先の様式に現勤務先の証明を受ける)
自営業者等	① 最新の「課税所得証明書」 ② 最新の「確定申告書の控え」 *①、②のどれか1つ
年金受給者	① 最新の「課税所得証明書」 ② 最新の「源泉徴収票」 *①、②のどれか1つ
失業中の方	① 「離職票」 ② 「雇用保険受給資格者証」 ③ 「退職証明書」 *①、②、③のどれか1つ
生活保護受給者	① 最新の「課税所得証明書」 ② 生活保護受給証明書
主婦・学生など	① 最新の「課税所得証明書」

令和5年12月改訂